

中小規模の事業者に対する温室効果ガス排出抑制指導要綱

平成19年6月1日制定
平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成24年4月1日改正
平成25年6月28日改正
平成26年6月12日改正
平成29年4月1日改正

第1 目的

この要綱は、平成32年度に向けて、兵庫県内の中小規模の事業者に対する温室効果ガスの排出の抑制に関する事項等を定めた計画書(以下「排出抑制計画書」という。)の作成等について定め、事業者の自主的な取組みを推進することを目的とする。

第2 事業者

この要綱において「事業者」とは、大気汚染防止法第6条第1項の規定に基づきばい煙発生施設の設置の届出をしている者、電気事業法第48条第1項の規定に基づき電気工作物工事計画(ばい煙発生施設に限る。)の届出(非常用発電設備のみの届出を除く。)をしている者、ガス事業法第32条第1項又は第68条第1項の規定に基づきガス工作物の工事計画(ばい煙発生施設に限る。)の届出をしている者、鉱山保安法第13条第1項の規定に基づき特定施設の工事計画(ばい煙発生施設に限る。)の届出をしている者をいう。

第3 排出抑制計画等の作成

事業者は、管理又は設置する事業所のうち、「第2 事業者」に掲げる届出を行っている事業所(環境の保全と創造に関する条例施行規則第45条第2項に規定する工場等に該当するものを除く。以下同じ。)について、排出抑制計画書及びこの計画に基づく措置の実施状況等を記載した排出抑制措置結果報告書を提出期限までに兵庫県農政環境部環境管理局温暖化対策課あて提出する。

1 温室効果ガス排出抑制措置の選定

事業者は、法令の基準等に準拠し、別表に掲げる排出抑制措置の事例を参考に効果的な排出抑制措置を具体的に定める。

なお、この場合においては、温室効果ガス削減に係る数量的な目標を設定するよう努める。

2 温室効果ガスの排出抑制目標の設定

事業者は、下表の区分ごとに定める基準年度における事業活動に伴う燃料、熱及び電気(以下「燃料等」という。)の使用量等を把握するとともに、排出抑制措置を実施した場合の抑制効果等を考慮したうえで、平成32年度の排出抑制目標を設定する。

なお、目標の達成に向けて排出抑制措置の推進状況及び実施結果の点検を行う。

基準年度	区分	
平成17年度	平成17年度時点で当該要綱の対象であった事業所	注 左記に定める基準年度における燃料等の使用量を把握することが困難である場合は、把握可能な直近の年度を基準年度とする。
対象となった年度の前年度	平成18年4月1日以後に当該要綱の対象となった事業所	

3 排出抑制計画書及び排出抑制措置結果報告書

- (1) 排出抑制計画は、様式第1号により作成する。
- (2) 排出抑制措置結果報告書は、様式第2号により作成する。

4 提出期限

- (1) 排出抑制計画は、平成26年12月26日(平成26年4月1日以後に当該要綱の対象となった事業所については、その翌年度の8月末)までに提出する。
- (2) 排出抑制措置結果報告書は、毎年8月末(平成25年度に係る報告書については、平成26年12月26日)までに提出する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

区 分	排 出 抑 制 措 置 の 事 例
1 エネルギーの使用の合理化	1 建物外気温が低い場合における外気導入による冷房用エネルギーの削減 2 空気調和設備（以下「空調設備」という。）におけるコージェネレーションシステム、蓄熱システム、燃料電池等の高効率熱源機器の採用 3 空調設備、エレベーター等の設備におけるエネルギー低消費型機器の採用 4 照明設備における高効率蛍光灯又はインバータ制御による照度調整設備の採用 5 地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用 6 高効率給湯機器の採用 7 二酸化炭素原単位の低いエネルギーの利用 8 太陽光発電、風力発電その他の自然エネルギーの利用 9 廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用 10 ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入等によるエネルギー管理システムの採用 11 空調設備等の設備機器の効率の良い運転のための点検及び保守管理 12 夏期冷房摂氏28度、冬期暖房摂氏20度の維持による室内温度管理の適正化 13 空調設備又はエレベーターの台数制御その他のエネルギーの使用の合理化に配慮した運転手法の採用 14 昼休みの一斉消灯 15 会議室などの冷暖房機器の使用後の運転停止 16 小集団活動等を通じた省エネルギー活動 17 エネルギー使用設備の管理規程の見直し・管理体制の充実
2 自動車等に関する対策	1 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入 2 公共交通機関の利用による自動車使用の低減 3 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化 4 自動車の性能維持のための定期的な点検整備 5 アイドリングストップ 6 経済的な運転の励行
3 製造工程における対策	1 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備 2 原材料の変更による特定物質排出量の抑制 3 製造工程における廃熱の利用 4 最適燃焼制御 5 工程の削減・連続化 6 高性能・高機能設備の導入
4 廃棄物の排出抑制・再利用	1 使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用 2 分別回収品目の拡大 3 廃棄物のリサイクル